

令和6年度第2回立川市第3次発達支援計画策定検討委員会議事録

開催日時 令和6年9月12日（木曜日）午後6時～午後8時

開催場所 立川市役所 302会議室

出席者 [委員] 星山麻木、中山 雅和、黒葛 真理子、金子 幹広、野口 陽央、
宮田章子、杉山 浩規、吉田 志保里、木山 美穂、小田部 翔太、瓦田 尚
[事務局] 矢ノ口美穂（子ども家庭部長）、守屋雅章（子ども家庭支援センター長）、白川昌子（子ども家庭支援センター発達支援係長）、武田朋子（子ども家庭支援センタードリーム学園園長）

配布資料

1. 審議会等の議事の要旨（要点）
2. 立川市の発達支援における理念と機能（現計画）
3. 第2次発達支援計画の取組項目・取組状況と次期計画における方向性
4. 個別計画骨子案様式
5. 第3次発達支援計画 策定スケジュール

参考資料

1. 第2次発達支援計画の進捗状況（令和5年度実績）
2. 立川市サポートファイル
3. 就学支援シート

会議録

1. 開会 子ども家庭部長挨拶
2. 会議録の確認
3. 計画について

（委員長）では、3の計画のところに入りたいと思います。今日はここがメインというところで意見交換の時間100分ほどをとってありますので、事務局のほうから進行の仕方とか詳しいご説明をよろしくお願ひします。

（事務局）改めまして、どうぞよろしくお願ひいたします。

では早速、次第の3番でございます。計画について。

（1）基本理念について、（2）発達支援のための8つの機能について、（3）取り組み項目について、簡単にご説明をさせていただくとともに、本日の議論の進め方のほうも少しご案内をさせていただければと思います。

まず、資料の2をご覧ください。こちらの立川市の発達支援における理念と機能（現計画）、第2次の計画でございます。まず、大きなところでは基本理念がございます。「すべての子どもが地域で安心してすごしていけるように、あらゆる機関との連携とコーディネートの力を強化し、途切れ・すき間のない子ども支援・発達支援を目指します」ということが、大きな基本理念として掲げてございます。全てここに書いてあるのは、現計画の冊子に書いてあることを

そのままこちらのほうに記載をしているところでございます。

この基本理念のぶら下がりで8つの機能、相談機能、成長・療育機能、情報共有機能、家庭支援機能、現場職員支援機能、健診・診察機能、コーディネート機能、最後に、理解啓発機能の8つの機能がございます。

さらには、そこからぶら下がりで68の取り組み項目がございます。第2次計画の体系はこのようになってございます。

皆様には第3次の計画を策定するに当たりましてご助言を頂きたいのですけれども、まず初めに基本理念、いかがでしょうかとお尋ねさせていただいても、なかなかお答えしづらいのかなと。または、8つの機能をどう整理したらいいでしょうかと言っても、なかなかお答えしづらいかと思います。多分今回で終わらないんですけれども、または次回も含めて、この68の土台となっている基本的な取り組み項目を事務局から区分を分けて説明をさせていただいて、皆様からここはこうじやないのとか、ここはどうなっているのというご意見、質問を頂いて、第3次に向けてつくっていきたいなというふうに考えてございます。本日の進め方としては、土台のところが大切だということで、少し丁寧に68をご説明させていただければと思っております。いかがでしょうか。

(委員長) はい。よろしくお願ひします。

(事務局) ありがとうございます。そうしますと、本日の目安でございます。議論が白熱したらとてもこういった進捗では進まないのかなと思っているんですけども、目安としては、本日第2回目の委員会におきましては、この3つ目の情報共有機能までいけたらなと思っております。次回第3回の委員会におきましては残りの部分ということで、若干時間を読めない部分があるんですけども、そういった目安でお願いできればと思っております。

それでは、資料の3をご覧ください。現計画の取組項目、それから取組状況を記載しております。列でいうと右から2列ですね、こちらのほうには次期計画における方向性の事務局案のほうを記載しております。

本日は、まず初めに、機能でいうと1番の相談機能の12項目について区切って、事務局からご説明をさせていただきたいと考えております。

あと、今の取組だけのご助言ではなくて、9ページ、一番最後のページになっておりますけれども、68の項目で議論を終えた後かと思うのですが、いやいや、これ足りないんじゃないのというような、新規でこういったものも取り組んだほうがいいよというのもあろうかと思いますので、68を振り返り、3次に向けた方向性のご意見を頂いたところで、新規事業、足りないところなどのご意見も頂ければと思っております。

改めて、この資料3をご説明いたしますと、一番左側に68の通し番号が打ってありますて、取組項目、内容につきましては、こちら冊子の第2次計画に書いたものをそのまま転記しております。現計画の取組項目、内容が記載しております。直近の主な取組状況につきまして令和5年度、昨年度の実績を書いてご

ざいます。それから関係機関、どこが所管しているのかという項目でございます。

先ほどと繰り返しになってしまいますが、第3次の次期計画の方向性の事務局案ということと、その理由というのが右側の2列になってございます。この事務局案につきましては、記載に至るまでどういった議論があったかといいますと、資料の5番、第3次発達支援計画の策定スケジュール、資料の5をご覧いただけますでしょうか。改めてでございますけれども、上から2つ目の項目、発達支援計画、本計画につきましては、来年の6月に新しい第3次計画をスタートさせていきたいということで、皆様におかれましては5回の委員会のほうの開催を予定しております。網かけの部分が本委員会となってございます。本日2回目、9月12日でございますけれども、本日お示しをする事務局案というのは、下から2行目になりますけれども、作業部会としましてそれぞれ所管の担当課のほうに第3次はどうしたいですかという照会をかけております。実際に対面で8月28日に部会ということで集まりまして、最終的に取りまとめたものが資料3の今後の方向性、その理由ということになっております。

ですので、一応担当レベルのものもあるんですけれども、市としてはこう考えておりますということを本日お示しをして、主に左側のところのご意見というよりは、右側の今後の方向性について皆様の知見でこうしたらいいんじゃないの、またはここを充実したほうがいいんじゃないのというご意見を頂ければと思っております。進め方についてはよろしいでしょうか。

(委員長) 皆さん、どうですか。大丈夫だそうです。

(事務局) 早速、説明のほうに入ってまいりますけれども、一応こちらは録音しておりますので、ご発言の際には申し訳ございませんが、マイクを使っていただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、1番の機能、相談機能です。簡単に読み上げます。

相談機能には、専門機関での相談や地域での身近な子育てに関する相談があります。それらの相談が効果的につながり、子どもや保護者が必要とする相談が継続していけるようにする役割があります。市では、子ども未来センターや健康会館等で相談を行っていますということで12項目ございます。

それ以降、網かけの部分と白い項目があると思うんですけれども、白い項目は再掲となっておりますので、今後の議論につきましては網かけの部分について、いろいろとご質問とご意見を頂ければと思っております。

では、取り組み項目の1つ目、担当としましては健康推進課の取組になりますけれども、乳幼児健診後の心理相談、内容につきましては、乳幼児健診終了後、発達に支援や配慮の必要な乳幼児については、保護者の気持ちに寄り添いながら必要な支援につなげる。その際、保護者の受け止め方に配慮しながら心理相談等につなぎ、相談ニーズの促しを行う。また、保健師が同行して子育てひろばの事業に参加するなど、孤立した子育てにならないよう支援を行う。

主に令和5年度につきましては、乳幼児健診終了後に発達に課題があると推測される乳幼児や、養育の負担が大きい保護者をすこやか相談や乳幼児発達健診につないでおり、臨床心理士や小児神経医師と連携をして保護者に寄り添った子育て支援を実施した。

今後の方針としては継続でございます。健診後の心理相談のニーズは常に生じるものであり、速やかに対応することが望ましいため、今後も支援を継続していきたいというふうに考えております。

続きまして、子育て推進課の取組で子育てひろばでの相談です。

子育てひろばにつきましては、ご存じかと思うのですが、改めてのご説明です。市内に14か所、就学前の子どもの遊ぶ場であり、保護者の方が集って交流するという広場になっております。出張や出前広場などを展開しているところでございます。こちらの子育てひろば指導員には、保護者から様々な相談が寄せられるため、子育てに関する幅広い知識の習得に努めるとともに、保護者の気持ちに寄り添った支援ができるよう相談対応力の向上に努める。

主な取組としましては、指導員1人当たり年2回の研修受講を目標としている。受講できなかつた職員にも、研修レジュメを参考に研修内容を共有する機会を設け、全指導員の相談対応力強化に努めた。

こちらにつきましては継続でございます。今後、組織の再編を見込んでおりますので、細かな話なので、これは次回、分かりづらい部分は組織がどうなりますよというのをちょっと図示したいと思うんですけれども、子育てひろば所管の子育て推進課は、事業を子ども家庭支援センターのほうで子どもを受け取るといいますか、そういう予定になっておりますので、これはちょっと分かりづらいと思うので、いずれにしても実施は変わらないんですけれども、所管が変わることでご理解ください。次回、少し図示できるような参考資料をお示ししたいと思っております。

続きまして、3つ目、子ども家庭支援センターの取組で5歳児相談です。

市内在住の年中児、5歳児の保護者を対象に、利用している保育園や幼稚園に相談員が向いて相談する5歳児相談を継続して実施する。また、現在実施していない認可外保育施設や立川市民が比較的多く利用する近隣市、隣接市の保育園や幼稚園の実施についても、周知方法も含めて検討を行う。

こちらの主な取組としては、令和5年度は市内の幼稚園と保育園を合わせて88回実施しております。また、隣接する他市3園に協力を頂き、案内を配布いたしましたが、希望者はゼロ人でございました。隣接する市の保育園、幼稚園等にも伺うというのは、市内在住でも市外の幼稚園等に通うお子さんがいらっしゃるということでの取組でございます。

こちらは中身、要検討を一部修正ということで、やはりこちらもちょっと組織が変わります。書いてあるとこれ何ってなっちゃうかと思うんですけども、子ども家庭支援センターは令和7年度より子ども家庭センターに移行するとい

うことで、文言を置き換えるということの理解をお願いできればと思います。これも改めて資料を出させていただきます。中身的な修正、要検討部分につきましては、現在年2回、日時の設定をしておりますけれども、希望者がない回もございますので、やり方ですとか実施回数の見直しが必要ではないかと担当が考えているところです。

続きまして、4番目、子ども家庭支援センターの担当で子ども未来センターでの発達相談です。

子ども未来センターは、現在、市役所の出先で錦町というところで、子ども家庭支援センター、教育支援課が入っているところです。ここ市役所ではない別のところにありますけれども。

内容につきましては、子ども未来センターの開所以来、平成24年に開所しております、もう12年たちますけれども、そこでの発達相談に係る相談件数が急増しており、現在の職員体制及び相談室の数では対応が難しくなってきている。相談ニーズに対応できる体制を整えるということで、相談件数につきましては主な取組のところをご覧いただきたいのですが、平成31年度は2,288でございます。最近では1,727と落ち込んでおりまして、目標に5年前掲げたときは右肩上がりだから職員体制強化が必要だよねって言っておったところなんですけれども、現状としては相談が少し落ち着いて下がってきてているということで、事業としては継続でございます。

目標がもっと体制を整えようというのは一部修正で、現状の体制を維持したいといったところにとどめたいなと考えております。

5点目です。子ども家庭支援センターと教育支援課の取組で、就学相談及び子ども家庭支援センターとの連携です。内容につきましては、就学先について不安や悩みを持つ保護者がより就学相談を受けやすくするため、就学相談説明会や利用者アンケートの実施等を通して就学相談の充実に努める。また、相談の質の向上のため、保護者の同意の下、教育支援課と子ども家庭支援センターとの連携を進め、情報収集を行う。

取組状況といたしましては、昨年度に引き続き、前年度に就学相談を受けた保護者を対象に、満足度アンケートを実施しております。発達相談から就学相談につなぐ際には、保護者の同意を得て連携をしております。

発達相談は隣にあります発達相談係で、教育支援課のほうでは就学に当たっていろいろと相談にのっている、そのつなぎということでございます。こちらも継続と一部修正です。一部修正は、4行目に「情報収集を行い」と内容のところに書いてあるんですけども、「収集」だけではなくて、もう一步進んで「情報共有」に改めたいというふうに、収集の段階から共有してどんどんやつていこうというような書きぶりに変えたいという現場の思いでございます。

6点目、子ども家庭支援センターと教育部の指導課になります。あと教育支援課です。教育相談です。内容につきましては、教育相談において小・中学校と

のより密接な連携はもとより、必要に応じて保護者の同意の下、子ども家庭支援センターなど関係機関とも連携しながら子どもや家庭からの相談に対応する。主な取組といたしましては、教育相談員が担当校区の子ども支援ネットワークブロック会議、こちらもちょっと解説をさせていただきますと、子ども支援ネットワークブロック会議というのを地域単位で実施をしております。ご存じの方も多いかもしれないんですが、児童福祉法で要保護児童対策地域協議会、よく要対協って言っているんですけども、やはり気になる家庭や気になるお子さんの情報を地域で共有している会があります。そちらのブロック会議に参加し、情報共有等を行った。また、学校や子ども家庭支援センターが招集するケース会議に出席し、連携した相談対応のため、支援方針や役割の確認等を進めた。ブロック会議での情報共有だけではなくて、個別ケースで少し話し合いが必要だよねという随時ケース会議というのを開催しておりますけれども、そちらにも参加したということです。第3次では継続を考えております。

続きまして、7点目の項目です。子ども家庭支援センターのほか、多岐にわたる機関が関わっております。ご覧いただいたとおりでございますけれども、項目としましては医療機関へのつなぎ。

内容は、医療機関での診察や相談等を必要とすると考えられる子どもについては、保護者の同意の下、市内小児科医療機関と連携して、診察や相談につなげる。より専門性の高い診察や相談等を要すると判断した場合には、市内小児科医療機関と連携しながら、専門医療機関の診察や療育等につなげるよう情報共有及び情報提供を行う、です。

取組といたしましては、支援や配慮が必要な場合で、医療機関での診察や相談等が必要と考えられる場合には保護者に丁寧に伝え、医療機関につなげた。

次期計画では継続。理由としましては、医師の判断及び保護者の同意を踏まえ、必要な医療につなげる支援を実施する。集団生活の中で支援や配慮が必要との判断があっても、保護者の同意が得られないケースも増えている。保護者の気持ちに寄り添いながら、丁寧に説明するというふうに取り組んでいきたいと考えております。

2ページ目をご覧ください。8つ目の項目につきましては、子ども家庭支援センターと市内小児科医療機関の取組でございます。心理相談と発達検査及び個別療育枠の確保です。

心理相談や発達検査、個別療育が必要となったとき、公認心理士等の専門的な資格を持った職員が担当する必要があるため、市内小児科医療機関にて求めに応じ提供できるような体制を整えるよう努める。

現在の取組は、体制を整える働きかけは難しいが、心理相談と発達検査、個別療育がどこで受けられるかなどの情報提供ができるよう努めた、と。

方向性としては継続で、どのような働きかけができるか引き続き検討するということで、ここでは相談機能でございますけれども、番号で言うと64の項目に

類似の項目がありまして、64ですと健診診察機能ということで、さいわいこどもクリニックにいろいろと連携を図っていただいている取組もございますけれども、それよりも若干広い相談、総合相談的な意味合いかなと思っております。さいわいこどもクリニックとの連携につきましては、令和4年度から本格実施しているんですけども、さらなる取組というような意味合いで捉えていただければと思います。

9つ目です。こちらも多岐にわたる機関の取組となっております。将来の見通しが持てる情報提供です。

子どもの発達に不安や悩みを持つ保護者は、現時点での悩みだけではなく、将来のことにも心配している。そのため、将来の子どもの姿や生活全般の状況、支援策の有無等について、保護者に分かりやすく伝えるよう努める。

現状です。未就学児の保護者に対して就学後の見通しが持てるよう助言したり、就学相談を紹介している。また、学校のことだけではなく、学童保育や放課後等デイサービスについても、情報提供をするよう支援に努めている。

方向性としては継続で、必要に応じたサービス等の周知や情報提供を丁寧に行い、保護者を支援したいと考えております。

10項目でございます。子ども家庭支援センターと健康推進課の取組で、子育て世代包括支援センターの子育て相談等の連携、子育て世代包括支援センターの子育てに関する相談の中で、発達支援に関わることについては、子ども未来センターの発達相談と連携をして取り組むとしております。

取組状況は、子育てに関する相談の中で子どもの発達支援が必要な場合は、早急に紹介をしてくれる連携がとれた。年3回、健康推進課との発達連携会議も実施し、情報を共有している。

こちらは継続と、一部修正というのはやはりこちらも組織の再編がございまして、令和7年に子育て世代包括支援センターというのは、子ども家庭センターに移行して、あと子ども未来センターで行っておる発達相談につきましては、児童発達支援センターという名称の機能で展開をしていきたいと考えておりますが、取組自体なくなるわけでも新規で発生するわけでもなく、組織、機能が少し変わることで一部修正となつてございます。中身的に何か変わるというわけではないということでご理解いただければと思います。

11項目につきましては、子ども家庭支援センター、障害福祉課、健康推進課、教育支援課の取組となっております。児童発達支援センターの設置。

途切れのない発達支援の拠点となる児童発達支援センターの役割や機能を検討すると、5年前に、正確には4年前に計画を策定しましたが、先ほどご紹介いたしました令和7年度よりこのセンターが設置されるということになっておりますので、本取組については廃止としたいと考えております。

最後、相談機能の最後となります。子ども家庭支援センターと健康推進課の取組で、子ども未来センターの発達相談と乳幼児健診後の心理相談の連携です。

子ども未来センターで行っている発達相談と健康会館での乳幼児健診後に行っている心理相談について、各相談の目的と役割を整理し、円滑に連携して相談者に対応していくとしております。

取組状況は、健康推進課で発達に支援を要すると判断したお子様につきましては、保護者の同意の下、必要に応じて発達相談への紹介などのつなぎをしていくと。適切な支援につながるよう連携した件数は、令和5年度で21件となっております。

こちらの事業は継続でございます。対象児の成長に伴い、関わる相談機関が変化していくことに当たり、今までの相談経過を共有することが質の高い支援となるためとしております。

駆け足で申し訳ございませんでしたが、事務局からの説明は以上でございます。

(委員長) ありがとうございました。

今、相談機能のところの1から12項目までご説明いただきましたが、こちらに関しまして今おっしゃっていた、今回、次期計画の方向性等を含めまして皆様からのご意見をちょうだいしたいと思います。何か気になるところがありましたら、1から12まで一括してどこでも。

(A委員) すみません、今度新しい建物で、この名称が何となるんですか。子ども家庭センターになるんですか。

(事務局) 立川市子育て支援で中点が入りまして保健センターの予定です。

(A委員) そういう名称になって、同じ建物に健康推進課と子ども家庭支援センター、教育支援課ですか、その3つが一緒になるという風なイメージを持っているのですが、その認識でいいのでしょうか。

(事務局) 次回、ちょっと図示したものをお示ししたいと思いますが、子ども家庭支援センターで大きく2つの事業やっていまして、発達の相談とかドリーム学園の運営、発達に関することと、児童虐待への対応と2つ所管しています。健康推進課という、これは子ども未来センターという建物の中で、子ども家庭支援センターという課というか機能があって、2つの大きな取組があるんですけども、建物でいうと高松町に健康会館という建物があって、やはり2つの大きな事業をやっています。

母子保健とコロナでワクチンがという健康、その2つをやっているんですけども、死亡事例でゼロ歳児の虐待死が多いということもあります、やはり妊娠婦のところの関わりの母子保健と虐待がセットになって、子ども家庭センターというものが令和7年度からオープンというか設置されます。これは機能といいますか、発達とドリームを合わせて、児童発達支援センターを新しい建物が来年の5月のタイミングに合わせてリニューアルといいますか、再編といいますか、そんなことを予定しているんですけども、少し分かりやすく図にしたものを見ないといけないと。

(A委員) そうですね。それがないと結局、事業の合体とか再編とかというのが多分イメ

ージがなかなか湧かないのではないかと私は考えていて、それで各論に行ってもいいですか。

取りあえず1番と発達相談というのが連携はとられていると思うんですけれども、発達相談のほうが例えば昨年度単年だけ減っているのか、今後そのまま減るのか分かりませんけれども、人員的には少し余剰があるんであれば、心理相談と両方関わって継続的に見ていくという形で、あまり分化しないほうがむしろお子さんのフォローができるんではないかというふうなことと、所管の課が違うので難しいかもしれませんけれども、健康推進課は毎回臨床心理士の担当が変わることもあり、現在一人のお子さんを継続してみることができておらず、合体すれば同じ担当のスタッフが継続してみる体制がとれる可能性が高くなり、保護者の方が混乱せずサポートの充実がはかられると考えます。新しい建物のセンター化は簡略化、簡素化も目的にしているでしょうから、1番と4番は合体でもいいのではないかと考えます。

それとともに、3番の5歳児相談なんですが、これは国のはうが5歳児健診を進めるようにというふうにいわれているので、健診という形で進展ができないかというふうに思っているので、このまま5か年計画、このまま5歳相談を残すと、5歳児健診というふうなつながりが全くゼロになってしまふので、5歳児健診全員検診をゴールにして何かそういうふうな改編というのがあってもいいのかなというふうに考えています。

(委員長) ありがとうございました。前半におっしゃっていただきましたこれから再編のかかるところ、次回、もう少し分かりやすく図式化してくださるということで、私も初めて聞くとよく分からぬというところもありましたので、よろしくお願いします。

それから、今おっしゃっていただきました健診後の心理相談と発達相談がどうしても管轄が分かれると、ばらばらになりがちということで、特に担当の方の入れ替わりがありますと、そのまま不安に、同じ方がフォローしてくださるというところは大事かなというところで、1番と4番のところの関連性のところですね。ここをなるべく円滑にというところでご意見いただきました。ほかござりますか。

(B委員) 2つあります。私の指摘も、○○センター、多過ぎますよね。要は、使う側の、我々、専門的立場からだったら全部聞いてもらえばいいと思うんですけれども、実際に利用する保護者とかから考えれば、ちょっとどこへ行けば良いか分からぬと思います。ある意味、ネーミングセンスに問題があるかと。法令や条例上の定義でそれを使う必要もあると思いますが、もう少し整理した形で実際に利用する保護者などから分かりやすいような、市として何か見せる必要はあるかと思います。

本当、子ども何とかセンターって、何か入れれば何かあるんじやないかみたいにちょっと感じられるところがありますんで、これはもちろん準備を進めてい

るところでどうから変えられない部分もあるかと思いますが、結構そういうところってやっぱり使う側が結局どこに行きやいいんだみたいになってしまふと、それだけでもう面倒くさくなっちゃって行こうともしないところなんで、やっぱり分かりやすいような取組というのは、やる意味はあると私は思います。もう1点、8番。私も専門でないので、素人な質問でご容赦いただきたいのですが、取組状況で体制を整える働きかけは難しいとあります、なぜか。理由に、「どのような働きかけができるか検討する」では漠然としていて、具体性がちょっと欠けるかと。この辺は私も勉強不足ですが、もしお話しいただければと思います。

(委員長) ありがとうございました。2つご意見を頂きました。1つ目は、やっぱり行く側ですよね。使用する側からすると、つくるのは一生懸命いろんなセンターとか窓口とかがつくるんですけれども、困っている方がどこに行けばいいのかというのがなかなか分かりにくいので、ちょうど図式化してくださるというところで、理想論的にはワンストップでしょうね。そこに行くとそこからコンシェルジュがいて、あなたはこっちかなんという親切な仕組みが分かりやすいといいかなというようなご意見だったかと思います。

それから、2点目のところ、確かにそうですよね。8番のところを言ってくださいましたけれども、その後ですよね、健診の後、どこでどんなふうに提供できるかという。実際の提供できる体制づくり、検討するってなっていますけれども、こちらは今日ではなくてもいいと思いますけれども、何かご説明あればお願いします。

(事務局) 発達支援係です。市内小児科の医療機関で発達を見てくださるところというのが非常に少なくて、今、連携事業をとらせていただいているさいわいこどもクリニックのほかは、やってくださる先生がいたりするとやっていたり、その先生がいらっしゃらなくなっちゃうと、その体制がとれなくてできなかつたりといった現状があると考えております。なので、体制を整える働きかけというのは、市内の医療機関さんに働きかけて非常に難しいなというふうに正直考えておりますが、とは言っても、必要なお子さんがいらっしゃるときに、どんなふうに後はしていけばいいのかなというところは、引き続き考えていく必要があるんじゃないかなという、漠然とした答えなのですが、そういうことで書かせていただいております。

(委員長) この後のことというのは、具体的には検査、相談、個別療育ですか、医療機関で全てそのところをカバーするのは難しいかなというところですね。先生たちもいっぱいいっぱいで、もう半年からそれ以上待ちというところも全国多いわけですけれども、逆にそこ以外のところで何か個別の体制をつくっていく療育枠というのも、これから考えるところでしょうけれども、何か今のことに関してご意見とかございますか。

ごもっともなご指摘ですけれども、どこも人材難であっぷあっぷしているとい

うところかもしれませんね。ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

(C委員) 今、基本理念と相談機能のご説明を頂いたと思うんですけれども、前回もちょっと質問みたいな意見みたいなことをお話ししたんですけれども、この基本理念に全ての子どもが地域で安心して過ごせる云々ってあって、この場合の子どもというのは何を指しているのか、誰を、どういう人を指しているのかということが私は非常に気になっていて、未就学児に関わる施策がすごく多い。その後、小・中学校ってなるんですけれども、例えば6番の教育相談において小・中学校とのより密接な連携と書いていて、私も立川の教育相談制度はあまり分かんなかったんで今ネットで調べましたが、市内に居住する幼児、小学生、中学生、高校生とその保護者が使えるんですよね。高校生が使えるけれども、高校との連携と内容として書いていないんですよね。そこが私はちょっと非常に気になっていて、もちろん管轄が違うと言われるかもしれないんですけども、ちょっとそこはどうなっているのかなというのが気になったのと、あとは根本で言う子どもというのがどこを指した今回の施策なのかというのをちょっと知りたいです。

(委員長) ありがとうございました。基本理念に戻りまして「すべての子どもが」の「子ども」は具体的にどこまでかというところで、6番の教育相談のところ、確かに小・中学校と書いてありますけれども、高等学校、それから、ここの接続のところで、不登校のお子さん含めて非常に困っておられるおうちも多いのではないかなどというところで、まずじゃ「子ども」というのはどこまでカバーするかというあたり、いかがでしょうか。ご説明ありますか。

(事務局) やはり基本的には18歳未満の方を子どもというふうに定義づけておりまし、新たに児童発達支援センターの対象となる方につきましては、子どもに至っては今申し上げた18歳未満というふうに考えております。

ただ、実態としてはうなんだといったところでは、やはり立川市が運営する小・中学校を卒業してしまいますと、なかなかつながりといいますか、または本人から申出で相談窓口に来るというケースは非常にまれでございますので、本計画におきましても割と焦点を当てているのは、未就学児が焦点に当たってはいるんですが、そういった意味では計画、68の取組は手厚くその対象に絞り切ってはいないんですけども、多くなってございます。

委員のおっしゃりたいことは、途切れ隙間なく18歳未満まで、ということかと思うんですけども、実態としてそこは手厚くできておりませんし、計画としては教育の計画もあつたり別のところで担っている部分かなと思っております。

(C委員) 今の回答、僕はあまり納得ができないんですけども、そもそも18で切るということ自体、こども基本法の理念からはちょっと違うのかなという気もするんですね。こども基本法ではたしか何か心身の発達の途上にある人を子どもというふうに定義して、年齢では切らないという理念が多分あって、もちろんこの計画が別に上位法規があるものではないと思うので、絶対そうあるべきとは思

わないですけれども、現状として例えば高校生年代だったり、その先の相談が少ないから計画に入れないというのは、何でいうのかな、ちょっと現実は確かに分かるんですけども、そこのところを接続させるということが今、割と社会的な課題なのかな、この発達支援に関してというふうに思うので、むしろ個人的にはそういうことをこの後の議論になるかもしれないですけれども、項目として例えば就労だったり、そういったところも本当は盛り込んでほしいなと個人的には思うし、例えば先ほど言った教育相談でここに小・中学校としか書いていないこと自体で、すごく前提がもう未就学まで、中学までというふうにどうしても意識がなってしまうということは、現実はできないかもしれないけれども、計画として書いておくって意味はすごくあるのかなと思います。

もっと言うと、高校というよりも、最近は高校生という言い方もあまりしないで、高校生年代とか高校生段階、要は高校にも入れないとか、高校に入ってやめてしまうとか、そういう人たちをじゃ十五、六で高校をやめた人が受け取る先はどこですかって、ないんですよ。だから、本当は理念に戻ると、地域で安心して過ごせるという。やっぱりそこはもう中学校を終わったらというんじゃなくて、地域でそこをどういうふうに支援するかというところもすごく大きな話になっちゃうんですけども、ちょっとそれが盛り込まれて今回の計画であってほしいなというふうに私は思っています。

(委員長) なるほど、本当にそうですね。この第2次の立川市の支援計画のところの13ページに流れも書いてありますが、ここのところとかを拝見しますと、小・中学校特別支援学校から高等学校特別支援学校まで継続的に図は書いていらっしゃいますので、これがやっぱり関係機関も子ども家庭支援センターと指導課と教育支援課って入ってくると、ちょっとお互い譲り合うところもあるかなと思いますが、ここの隙間で居場所がなくなったり、相談がうまくできない方たちが一番苦しんでおられるかなということは、今のご指摘の意図の中に入っているかなと思いますので、もう一度、ちょっとそこのところを丁寧に検討いただけますとありがたいと思います。ほかにございますか。

(D委員) 1つは5歳児相談です。5歳児相談は保護者が希望するのですが、現在は、その年齢までの間、園が市の巡回相談にあげているお子さんに対して相談を重ね、そのうえで、園からも5歳児相談をお勧めしている形だと思います。5歳児相談につなげるために、巡回相談との連携もされていて、ご家庭にアプローチしているのが背景にあるかと思います。ここにある通り、「隣接する他市3園は希望者がゼロ」ということですが、ここがやはり、巡回相談に行っていないことで、ご家庭へ5歳児相談をお勧めする目的や方法が見出しにくい現状となっているのではないでしょうか。そのような意味でも、5歳児相談は巡回相談との連携が大きな役割を果たしていると感じています。

立川市の5歳児相談というものの目的や、何を相談できるのかがもっと明確になると、ご家庭もニーズが生じて、使いやすいのではないですか。現在の

5歳児相談は、一般的な5歳児検診と少し意味合いが違うところあるとも感じていますが、巡回相談との連携により、5歳児相談が、就学に向けて大きな役割となっているのではないかと思っています。

もう一つは、5番、就学相談と支援センターとの連携というところで、これが「情報収集を行う」から、「情報共有」に変えるというところで、やはりここもとても大切だと思っています。実際に発達相談から就学相談につなげる際には、保護者の同意を得て連携をしているということですけれども、こちらは連携の同意をとれるケースが多いのでしょうか。

(委員長) ちょっと見えなかつたので、もう1回、整理します。

(D委員) すみません、そうですね。就学相談のときにこの5番の主な取組状況ですね。

そこに「発達相談から就学相談員へつなぐ際には、保護者の同意を得て連携した」とあるんですけれども、この連携というのは大体保護者の同意を得られているのでしょうか。

(事務局) 先に私のほうから5歳児相談と巡回相談のところで。おっしゃるとおり、非常に密接に関連をしておりまして、カテゴリー分け、8つの機能を分ける際に悩ましいところではあるんですが、5歳児相談は保護者の方が自分の子どもに關しているいろいろ心配事ということで、先ほど宮田委員からもご発言がありましたけれども、5歳という狭間といいますか、3歳児健診と就学前健診の間でなかなか様子を見る機会がないということでの相談を受け付けております。これは保護者ないしは子どもの支援でございますけれども、巡回相談のほうは項目でいうと51番の現場職員支援機能のほうに記載をしておりまして、どちらも担当職員が保育園、幼稚園に出向くんですが、あくまでもこれは支援の仕方というか、子どもとの接し方を保育園の保母さん、保育士さんとか、幼稚園の先生に助言をするという制度ですので、どこにどう含めるか悩ましいところですが、そういうふうにちょっと違いを分けさせていただいているということ。

あと2点目の就学相談と発達相談の連携の部分ですけれども、同じセンターでございますから連携オーケーですよという親御さんは多いんですが、やはり一部自分たちで説明をしたい、または何か先入観を持ってもらいたくないといって、連携はしていただかなくて結構です、とお断りされる方も一部いらっしゃるような現状です。

(D委員) やはり情報共有がとても大事な時期だと思っております。未就学の発達相談と、就学後の教育相談の管轄が別だから同意が必要ということかと思うのですが、本当は、ここはスムーズに連携できる形が良いかと思っています。今お聞きしたところ、だいたい連携の同意が得られているということですが、同意が得られないケースもあると思いますが、就学相談が、検査結果と書類だけで決まるということではなく、それまでの経緯が伝わることも、途切れないと支援として大切だと感じました。ありがとうございます。

(委員長) 今、3番と5番の5歳児健診のところと、就学相談と関連性のところですけれど

も、私はこここの研究者なのでちょっとと言ってしまいますけれども、家庭で見える姿と集団で見る姿はそもそも違うので、保護者からのニーズというのもなかなか全て難しいですね。どちらも真実でおっしゃっているんですけども、もう今おっしゃったとおりですね。そこをどうやって情報共有して、こういうことなんだねって分かり合えるかどうか、就学支援というところまでに。ここが大きいテーマかなと思いますので、保護者からの相談を待っているだけでも難しいし、巡回だけも難しいというところ、ここに関しても丁寧な検討が必要かなというご指摘だったかなと思います。ありがとうございました。ほかはございますか。

(E委員) ちょっとと何点か聞きたいんですけども、この相談窓口の相談の書類なんですけれども、私も把握してなくて申し訳ないんですけども、前回のこの添付資料にもあります立川サポートファイルのたちサポと、これはどのようにつながるんですか。それとも全部ばらばらなんでしょうかというところが、多分これは就学相談等々も保育園が先に記入する、支援シートも記入をする、記入するんですけども、このたちサポには入園、入学、進級、受診や相談の際にはお子さんのって書いてあるんですが、これは基本的にお母様の保護者の方がご記入するということですね。

ですけれども、こっちは基本的に私たち保育者もしくは医者が書くことのこの連携というのは、紙ベースだからやりづらいのかというところも考えるところはあるんですが、ここってやっぱり連携は難しいんですかね。そういういた項目があるんですかね。ちょっとここを私は見たことがなくて、ごめんなさい。たちサポファイルというものをごめんなさい、申し訳ないです。ここに、こういった相談窓口の記入方法が書いてあるんですか。相談結果の記入とか書いてあるんですか。

(事務局) お子さんの特徴とか、どんな機関を使っていますかとか、乳幼児期とか学童時期とか、あと就労に向けてといった形の構成になっておりますが、就学支援シートは年長さんが学校に上がられるときに使うものなので、それに関しては1枚でまとまった情報が完結しているので、それをたちサポの中に入れておいてくださいというふうにお勧めさせていただいております。就学支援シートをたちサポの中に、ページはないんですけども、つくったものは挟んでおいてくださいというふうにお勧めさせていただいております。

(委員長) これ以外は大丈夫ですか。何かもっと疑問点がおありだったんですよね。親が基本的に作成するもの、たちサポというのは。

(E委員) 紙なんですよね。紙というところを検討していただけするとありがたいのかなって、今の時代にはちょっとというところはあるのかなというところと、このお母様、さつき、星山先生がおっしゃったとおりに、おうちの様子と保育園の様子や小学校の様子はやっぱり絶対違うと思うので、そこの共有というところが一番大事になってくるのかなというふうに思うところと、これ全部相談って、

乳幼児健診後って、健診はもちろん1歳、半年とからて分かれていると思うんですけども、ここにいろんな相談が専門機関の相談も8番まであって、電話してどこにつなげていっていただけるのかが本当に分かりづらい図になっているのかなというところと、ここに本当にお母さんたちが書いて、これが財産、子どもの母子手帳というんですか、そことつながっていくのかなというここの3つのところがよく私には分からなかった。

(委員長) どうでしょうか、ご説明をお願いします。

(事務局) サポートファイル、委員おっしゃるとおり、なかなか使い勝手が悪いというような、そもそも紙ですし、書く負担、持ち運ぶ負担もあろうかと思いますが、一応目的、性質としては保護者の方が記録としてご自身の手元に置いておくものということで、いろいろと受けた療育だとか、就学支援シートのコピーをつづったり、いろいろとご自身のアルバム的なもので成長の記録ということでございます。

それとは全く別で、就学支援シートは小学校に上がるに当たって先生に伝えたいことを関係者の方がもうもろ記載をして申し送りをする書類でございまして、もともとそのツールの趣旨が違うということと、あとこの後にもサポートファイルと就学支援シートの項目が複数出てまいりますので、そこで改めてご意見等を頂ければと思うのですが、まず入り口の説明としてはそんなことでございます。

(委員長) この後にまた出てくるということですけれども、多分おっしゃりたかったのは、どこからスタートが始まるかって個々のケースで違うわけですよね。全員が全員、健診のルートから始まるわけでもない。初めて集団に入って不安になる方もいらっしゃるので、その時々からこういうものが情報として一元化されて、誰にでも分かりやすく共有できるように集約されていくという、ここが若干分かりにくいかなと。そんな意図でおっしゃったのかなと思いましたけれども。また、この後に検討が出てくるということです。

(B委員) 基本的にこれは利用者がいつ書き出すことを想定されていますか。気になったところからこれを書き始めるという認識だと、最初から分娩のどうのとか、これはどちらかというと母子手帳に書く類では。

であれば、むしろこういう内容って、気がついたら、そうだ、いっぱい記録を取ってきたよなというときに、そうだ、これがあるわってそのまま出せば、要是お医者さんとかと共有すればいいわけじゃないですか。発達支援が必要だというところから書き出すというよりは、そういうもの「母子手帳」の延長みたいで、子育てとして立川市として何かもう最初から生まれたところからやりますよみたいな、そういう仕組みの中で捉えたほうが効果が高いと思うんです。それをもちろん、いざというときに共有できるような形も想定して、デジタルデバイスでやるような形をつくるとか、何かそういう効果を上げていくということで、せっかくつくるのはいいんですが、やっぱり紙だと1冊しかな

いから、手元からどつかへいっちゃったらもうパーですし、その情報共有をしていくって意味で検討の余地があると思うんですよね。

立川市って結婚するとき、階下にスタンプを押すとか、結婚のブースがあるじゃないですか。そこに力を入れているんだったら、子どもが生まれたそういうところに力を入れたほうがよいのでは。トータルで結婚から子育てまで、ちょっと話がでかくなっちゃいますけれども、全ての子どもと家庭が安心して過ごしていくという仕組みの中で、しかも発達支援も力を入れていますよみたいな、それなら親御さんの家庭に対するアピールにもなるし、最後は人口も増えるんだと思うんですよね。

(委員長) ありがとうございました。サポートファイルのことはまた後で出てくるので、もう1回検討したいと思いますね。

(F委員) 私は2番の子育てひろばでの相談についてちょっとお伺いしたいんですけども、ここでの相談というのは、それ以外のほかの相談と比べると、どちらかというと利用する方からすると、相談のハードルがちょっと低めになりやすいのかなという印象を受けるんですね。だからこそ、本当に多岐にわたる相談がいろいろ寄せられるんだろうと思うんですけども、ここで解決ができない相談なんかも中にはあると思うんですけども、それはほかの相談の機関と連携をして共有してということも行っているような認識なんですけれども、そういう理解でよろしいですか。

(事務局) なかなか子ども未来センターまで足を運んで相談するというのは、ハードルがかなり高いのかなと思っております。そういう意味では、身近な子育てひろばに行って、そこに指導員ながいて、本当に立ち話といいますか、愚痴であったりだとか、そういう中から指導員がどうキャッチして、これはつなげたほうがいいかなというような、そういうものは連絡が来たりだとか、もしくはここに相談するといいよと助言をしたりだとか、単にひろばを開くだけではなくて、そういうところが非常に重要な機能かなと考えております。

(F委員) ありがとうございます。それに続いてなんですけれども、そうすると、そういうかなり相談者の判断に委ねられる部分が多い中で、これが何か研修だけで果たして相談対応力というのが強化につながるのかどうなのかというところは、個人的に疑問な点ではありますて、例えばそういう相談を実際に受けた事例であったり、共有であったりとか、それを基にした事例検討、ケーススタディーのような研修なんかというのは、中で行われていたりするんでしょうか。

(事務局) 1つ目の相談機能にこちらは書いてございますけれども、全体的にこの68の項目ってかぶっている項目が非常に多岐にわたってありますて、何かもう少し整理が必要かなと個人的に思っているところですが、委員おっしゃるところでは45番の6ページのところなんですが、もう少しまとめてもいいのかなって思っているんですが、子育てひろば職員研修で、こちらはドリーム学園主催の講演会ですか、キラリっ子ファミリーカフェの講演会ですか、いろいろとそ

いった機会を捉えて、指導員ですとかスタッフの方に研修の機会っていうんでしょうか、そういったことは取り組んでいるところでございます。

(委員長) 今のご意見は子育てひろばで相談した後のつなぎもとても大事だし、そもそもその判断をする指導員さんたちに対しての継続的な研修とか、あと、あるいはここに専門職の方が出かけていって毎回じゃなくても何かできるかなとか、そのあたりの細やかなところだったと思います。

第1項目から白熱した議論となっていますけれども、相談機能で大丈夫ですか。また、出てくるようですがれども、ご発言なかった方はいかがですか。大丈夫ですか。では、2の成長・療育機能でございます。

(事務局) では、2つ目の機能、成長・療育機能でございます。

成長・療育機能には、全ての子どもの成長に応じた支援をしたり、専門性の高い療育を行ったりする役割があります。保育園や幼稚園での障害児受入れのほか、ドリーム学園での児童発達支援事業や発達支援親子グループなどを行っています。

具体的な項目13番です。子ども家庭支援センターの取組でございます。発達支援親子グループ事業。

子ども未来センターの開設以来、ドリーム学園で実施していた外来母子通園事業を発達支援親子グループ事業に改編して実施しております。引き続き親子グループ、名前を変えておりますけれども実施しております。当該事業へのニーズは高いと。支援の必要な子どもと保護者に対応していくために効果的かつ効率的な事業の在り方について検討を行う。また、専門医療機関等とも連携を図るということで、主な取組としましては、保護者会の開催、アンケートの実施、ペアレントメンターの経験談を聞く機会を設けたり、参加者のニーズを把握しながら事業を運営しているということで、こちらは要検討としております。民間児童発達支援事業所が非常に市内、近隣市にも増加しておりますので、保育園待機児童の減少などの状況変化が見られますので、本事業の在り方は見直しながら検討を実施する必要があると。

あと低年齢化が進んでおりまして、新しく今年度から「りすグループ」という1歳半から2歳という非常に小さいお子さんの体験の親子グループなんかも実施し始めました。時代に応じて少し体系を変えていくことでの要検討でございます。

14番、子ども家庭支援センターの取組で、ドリーム学園における事業の検討です。

ドリーム学園は、定員25名で週5日間、通いで療育を行っておりますけれども、発達支援の必要な子どもが増加しております、入園できず待機児童となる子どもも発生をしていると。療育通園事業について保育園や幼稚園の在園児の並行通園グループも含め検討を行う。また、障害のある乳幼児の一時預かりについても検討を行っております。

現在は保育園、幼稚園に通園する年中・年長児を対象とした集団活動を通した成功体験を提供する並行通園グループは、1グループ4名、年16回実施。延べ人数は35名となっておりまして、年々利用者の対象者等々が少なくなってきている状況でございます。

こちらは要検討といたしまして、やはり民間児童発達支援事業所の増加、保育園待機児童数の減少などの状況変化によりまして、ドリーム学園を利用したい方のニーズに変化が見られると。集団療育の提供は少ないことから、ドリーム学園での並行通園の在り方の検討が必要としております。

こちらは第2次の目標、内容のところにも書いてございますけれども、待機児童がいるということで、現在は民間の事業所がかなり増えたということで待機児はおりません。きっちり25名いて、引っ越しとかで欠けた分を募集すると埋まるということで、待機児童までは至っておりません。また、並行通園ですね、保育園、幼稚園に通いながらというお子さんも非常に少なくなってきて、やはり地域の近くのところに行っているのかなといったことでは、今年度、並行通園は対象者は少ないということで一旦中止にしていますよね。そんな社会的な状況変化もございます。

続きまして、15番です。子ども家庭支援センターの取組で、ドリーム学園の専門職体制の整備でございます。

ドリーム学園は、心身の発達に支援や配慮の必要な児童を対象に、通園による療育を行っております。子どもの特性に応じた療育を行うために、専門職の体制を整備するという目標でございます。

現状、臨床発達心理士が月2回程度、理学療法士、作業療法士が年37回程度、「が」じゃなくて「程度勤務」しているですね。申し訳ございません。臨床発達心理士による園内研修、園児の父の会主催の勉強会講師ほか、作業療法士による支援者向けの研修会の講師を務めているところです。

取組といたしましては継続です。

保育園・幼稚園に通いながら定期的に療育を受けている方が増加しております。また、児童発達支援センターへ移行することから、専門職の在り方の検討が必要ということで、冒頭で申し上げた組織編成でより充実していきたいと、児童発達支援センターとして充実していきたいという思いがございますので、やはりこの専門職については充実させていきたいという考え方でございます。

ページ、3ページ目になります。

子ども家庭支援センターの取組で、ドリーム学園退園児が通う保育園や幼稚園に対する支援でございます。

ドリーム学園に在籍していた乳幼児のうち、保育園や幼稚園に通う幼児については、職員が在籍園に訪問し状況を確認するとともに、園の職員に対し必要な支援を行うとなってございますけれども、実際にドリーム学園から転園した方がいらっしゃらなかつたので、転居が2件ありました。保護者経由で文書で申

し送りをしているところです。市内で転園者が出た場合は、発達支援係で行っている巡回相談で対応していきたいと考えております。

こちらの事業は継続で、保育園、幼稚園での発達支援のニーズが増加している。また、発達支援係による保育所等訪問事業が開始され、巡回相談も継続することから支援について検討を継続していくとなっております。

17番目も、子ども家庭支援センターの取組で、重度心身障害児への対応。

内容につきましては、医療機関や保健所等の専門機関以外には地域とのつながりを持たず、在宅で生活している重度心身障害児を対象に、必要に応じて地域で療育を行っている施設のノウハウを活用した支援の提供の在り方について検討を行うとしております。

取組の実績は、令和5年度はなく、現在の職員体制の実施についてはなかなか難しいというふうに考えております。

理由から先に申し上げますと、やはり重度心身障害児への対応につきましては、障害福祉の計画などもございますので、発達計画においてはちょっと荷が重いかなといったことで一旦廃止というご提案をさせていただければと思います。続きまして、関係機関子ども家庭支援センターと児童発達支援事業者の乳幼児への療育の提供です。

就学前までの乳幼児のうち、発達支援の必要な乳幼児を対象に継続して療育を行う、です。

取組状況は、2歳から就学前の発達支援の必要な児童（医療的ケア児2名を含む）を対象に、年間を通して毎日通園によるグループ別療育を実施しております。この事業は継続で、毎日通園による発達支援の必要な児童に対し療育を提供していくとしております。

続きまして、保育課の取組です。保育園及び幼稚園への障害児の受入れです。保護者が保育を必要としている障害児や発達支援の必要な乳幼児については、継続して保育園の入園を行う。受入れについては、保育環境、人的配置、人材育成の体制等、各保育園の状況に応じて合理的配慮の下に行う。また、幼稚園への障害児や発達支援の必要な児童の入園については、幼稚園が子どもの状態と保護者の意向を踏まえた上で、保護者の合意を得て判断する。

取組状況につきましては、保育園、幼稚園において障害児を受け入れ、支援を行った。集団生活を通じて発達を促すとともに、一人ひとりの子どもの状態に応じて個別の支援も行った。

継続しております。保育園、幼稚園において障害児を受け入れ、個々の状況に応じた支援を行うとともに、気持ちに寄り添いながら保護者の支援もしていくとしております。

ここなんかは関係機関に保育園とか幼稚園さんも入ってもいいのかなと思っているんですが、一応関係機関は保育課だけになってございます。

続きまして、子ども育成課、生涯学習推進センターの取組で、小・中学生の居

場所の確保でございます。

小・中学生が集団として自由な発想で遊びを楽しみながら人と人とのつながりを深めたり、コミュニケーション能力を伸ばしたりできる居場所として、児童館や学習館等を継続的に利用していくことができるようになるとともに、発達に支援や配慮を必要とする子どもたちへの小グループ活動等を通した療育の視点を取り入れたプログラムの研究を行うとしております。

取組といったしましては、こちらに記載してございますのは特に発達に特化した企画ではなくて、子どもを対象事業としておおむね18歳未満を対象としてイベント講座を実施しておりますと。費用は材料費実費程度で、安価に様々な体験・学習ができるようにしていると。14講座、463名の参加実績としておりますけれども、こちらの事業につきましては、別の計画の所管と考えまして、発達計画ではちょっと違うのかなと。令和7年度から児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援事業、これまたちょっとコメントをさせていただければ、うちのスタッフが保育所等を訪れまして、そのお子さんに適した環境調整をするということで、在籍園などで環境を整えて居心地のいい場所にするというような、ざっくり言うとそういう事業を行ってまいりますので、全くここを無視するというわけではないんですけども、まず、毎日通う在籍園の環境を整えるといった程度にとどめさせてもらえばということで、廃止としているところです。

21番の項目は、子ども家庭支援センター以下のご覧の取組でございます。子どもと保護者の愛着形成のための支援です。

子どもと保護者の関係づくりで基本となるのは、親子愛着の形成となっているゼロ歳児向けの親子プログラムなど、愛着形成を促すための手法の実施について検討するほか、子どもが1歳になる前までに親と子の間で関係が構築できるよう、乳幼児健診や子育てひろばに来所した親子を対象に、分かりやすい手段による情報提供について検討する。

取組といったしましては、親子でできるスキンシップ遊びを計画的に取り入れた。ひまわりというのは、広場の名称でございます。ひまわりが建て替えのため休所になっておりますけれども、にじっこ子育てひろばでスキンシップ遊びと音楽遊びを実施ということで、スキンシップ遊び24回実施の93組、195人参加。音楽遊び24日実施、118組、249人参加となっております。

こちらは継続で、健全な愛着形成は子育てを行う上での根幹であるため、今後も支援を継続していくとしております。

本機能の最後になります。子ども家庭支援センターのペアレントプログラムの実施です。

少子化や核家族化が進み、出産前までに子育てに関する経験や知識を得る機会が少ない状況で子育てを行う保護者が増えている。子育てに悩む保護者にとって、子どもとの関わりについて学ぶことは大切であるため、ペアレントクラブ

プログラムを行う。

現状、年1回、ペアレントプログラムを実施しております。こちらは全7回の研修、講習となっておりまして、令和5年は9人受講しております。

こちらも継続で、年1回ペアレントプログラムを実施したいと考えております。

(委員長) 今、ご説明いただきました2の成長・療育機能のところ、どなたでもどこからでもよろしくお願ひします。

(A委員) ドリーム学園のことについてです。民間の児童発達支援事業者とドリーム学園との関係についてなんですが、民間の児童発達支援事業所というのは非常に林立している。一時の雨後の筈状態から少し減りましたけれども、やっぱりその質の格差というのは非常に大きいと思うんですね。そこに全面的に公的なところをやめて任せるというのは、現場の人間としては心配で、しかも毎日行くことによって生活習慣であったり、その子の発達促進ができるんですけれども、児童発達支援の事業所というのはほとんど毎日行けるということはほとんどないですよ。みんな掛け持ちで2か所、3か所で行っているので、子どもの発達支援からするとかなり程遠い感じで、どちらかというと親の預け場所になっている部分のほうがすごく大きいと思っているので、ドリーム学園の縮小化というのはとても反対で、やはりそこは公的な牙城として残して、ちゃんと何かあったときに必ずその子のサポートができるというふうなものとして事業として残しておいてほしいというのは、非常に強い希望があります。ということで、要検討というのはちょっと賛成できないということが1つです。

それとあとは、管轄が違うからということで17番は廃止ということであるんですが、管轄を障害福祉課にすれば駄目なんですかということが1つですね。特に重度心身障害児の対応というよりは、むしろ障害を持ったお子さんへの対応というふうに言葉を変えて、1つそこに窓口として置いとくべきではないかというふうに、私の意見ですが申し上げたいというふうに思っています。

それから20番ですが、子どもが集団として自由な発想で遊びというふうに、小・中学生ではなく、そういうふうなことで残す、要するにこれが発達支援だけじゃなくて子どものための支援のセンターであるんであれば、ここを廃止して保育所等訪問支援事業を実施する予定とは全く事業が違うので、保育所等というのは小学校、中学校も含めてですが、訪問して専門職がサポート学校にアドバイスをしていく事業であって、これは居場所とは全く関係のないことになるので、こここの20番はちょっとおかしいんではないかというふうに思いました。

(委員長) ありがとうございました。先生が前半におっしゃったことは私も全く同じ意見で、民間の児童発達支援は本当にいろいろで、私が一番怖いなと思うのは親御さんへの支援ですね。お子さんというよりは親御さんとの関係性というのは、やっぱり専門職の方を含めて関わり方というのを一緒に学んでいく時期なので、預けてしまうとその後とっても心配だなって思っていましたので、せっかく専門のところを直轄で持ていらっしゃるのは、専門職が生かせるところはお残

しになったほうがよろしいんじゃないかなと、私も同じように思いました。

そして、20番の子どもたちの小・中学生の居場所、私はこれを拝見したとき結構感動したんですけれども、廃止という感じで、ちょっとここも難しいところですね。発達支援ということを念頭に置いて、そうではないと言いながらこの子たちが小・中学生になっても見守ってもらえる、遊びを通してという場をどう扱っていくかというところでご意見を頂きました。ほかはいかがですか。

(C委員) 私がちょっとドリーム学園のことをあまり分かっていないからかもしれないんですけども、14番、ドリーム学園における事業の検討というのと、18番はドリーム学園のことではないことをいっているのか、そこがちょっと18番で指しているのが何を指しているのかが分からなかつたので教えていただきたいのと、あと、小・中学生の居場所は、これは廃止って、事業を廃止するんじやなくて計画の中から廃止するというだけなんですよねということを考えて、これをやらなくなるってわけじゃなくて、この計画に入れないとということだけなんだろうなって勝手に解釈していたんですけども、もし同じ理由であれば21、22番も中身は必要だけども、発達に特化したものでもないのかなというふうにちょっと思ったんで、その辺の何か事業として本当にともとやめちゃうということなのか、書かないだけなのかを教えてください。

(委員長) では、2点ご質問ですが、いかがでしょうか。1点目は発達支援、18番ですね。これはどういう意味なのでしょうか。

(事務局) 18番は、ドリーム学園で2歳から就学前のお子さんに対して毎日通園を行ったということが書いてあります。令和5年度は医療的ケアのお子さんが2人いらっしゃったということで書いてあります。

(委員長) 2歳からというところですね。ご理解は大丈夫でしょうか。

(C委員) 14番は。

(委員長) 14番は多分その上の年齢というか、保育、療育ではないかと。集団の5日間お預かりする。どうでしょうか。

(事務局) 14番も18番もドリーム学園の取組です。重複している部分かなとは思います。ドリーム学園は基本的には25名のお子さんが毎日、月～金曜日で通ってきての療育なんですけれども、それ以外、10時から2時の間の療育なんですけれども、2時以降に特定の曜日に集まつていただいて、保育園が終わった、幼稚園が終わったというお子さんが集まつてくる並行のものも事業でやっていたんですけども、なかなかわざわざドリーム学園のほうに足を運んでというよりは、地域の民間のところに流れてしまっているのか、最近はほぼなく減少しているということでございます。

それと、廃止についてはC委員のおっしゃるとおり、事業がなくなるということではなくて、あくまでも本計画の体系の中では少し合わないんじゃないかなという意味合いでございます。

(委員長) ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

(B 委員) 項目でいうと、14番、19番、それから22番でちょっとお伺いします。

14番、集団療育の件。

今ちょっと出ていたと思うんですけども、ドリームの場合だと4人ということですけれども、今、よそでもやっているから少し見ようかというお話がありましたけれども、民間の発達支援事業所って大体集団療育をやっている施設は、どのくらいの人数、規模でやっているのかなというのがもし知見というか、情報があればと思ったのと、これは私どものほうでも保育園、子どもで加配とかそういうのが必要なお子さんを預かっていますけれども、年齢に応じてからは小さい規模の保育園ですから14、15人です、幼児で。やっぱり今の子は体がでかくなっていますけれども、そういう集団とか関わり合いからいくと、もうちょっと小さい規模で生活していくことが家庭だとあまり見えてこないかもしれません、集団の生活だと見えてくる部分があるんですよね。そういうところで、小さいユニットで少し生活できる形があったほうが、もちろん子どもにとってはそういう部分を伝えてくれる効果があるというのは私も考えていますんで、できればそういうところは引き続き続けていただけだと、その当該児にふさわしい規模というのはあると思いますので、4なのか5なのか子どもによつてもあると思いますけれども、そこは引き続き検討を、何かドリームでやっていけるんであれば考える必要があるんじゃないかなとは思っております。民間のほうで、そのクオリティーが担保できて、そういうところがしっかりとたくさんあるというのだったら、それはそれでいいと思うんですけれども。

それから19番、これは先ほどおっしゃっていた関係機関のところに保育園、幼稚園をという話ですけれども、関係機関に保育園が入るんであれば、それはそうだと思います。機関の定義の問題と思うので、確認頂ければと思います。

それであとは、気持ちに寄り添いながら保護者の支援もしていくとありますが、「寄り添う」って人によってすごく捉え方がまちまちなんですね。物理的に本当に寄り添われたら気持ち悪いだけですけれども、私にとってみても一緒に歩いてというような成長を見守っている、昔の「レインマン」の映画で2人が歩いているポスターじゃないですが、いつもこうやっているわけじゃないと思うんですよ。保護者の気持ちちはもちろん受け止めますが、必ずしも向こうの言っていることを全部丸のみするわけでもありませんし、基本的にはいろんなところでまずなかなかそういうところを分かり合えない前提があると思います。その上で、あくまでも子どもにとっての部分を最優先に捉えた上で、いろいろ話し合ったときにはぶつかることもあるかもしれませんけれども、こちらとしてはやっぱり「子どもにとって」を話した上で、そのベクトルを合わせる、方向性の共有を図っていくというようなニュアンスで、この辺は入れていただけるといいかなと思います。

あと22番、最後のペアレントプログラムのことは、参加数が年1回やってどのくらいだったのかというのは、ここですみません、私も分からんんですけれども

ども、複数回なのか、あと、来てらっしゃる子、子どもを連れてくるとなったらやっぱり距離的な部分とかあると思います。車ある人もいれば、ない人もいるし。子ども家庭支援センターの錦町で行えば錦町近辺の方は来やすいですけれども、砂川のほうの方だと「そこまでして行っても」というのがあると思います。ある程度、場所を考えるとか、少なくとも砂川地域と北と南とか、何かそういう部分とかで、何回か、もちろん予算等もあろうかとは思いますけれども、回数を重ねることでそういうことをやっているんだということで関わる。年1回だとなかなか市報とか限られた媒体の中でこれを拾うって、結構難しいと思うんですよね。それはある程度一定の回数を担保することで、こういうものがあるということを広報する効果はあるのではないかとは思います。いろんな全体的なリソースとか予算とかいろんな部分もあるとは思いますが、よりよい形があればよいかと思います。長々と失礼しました。

(委員長) ありがとうございました。ご質問が幾つか入っています。

(事務局) 説明を加えさせていただきますと、全7回、連続講座になっておりまして、7回受けて全て終了という形で、場所は子ども未来センターでやっておりますので、ご意見のとおり、どこでも身近で受けられればいいなという思いは持ってございます。以上です。

(委員長) その前の質問で民間の児童発達支援、どれくらいのグループでしょうか。

(G委員) 児童発達支援事業所、民間もそれぞれ特色があるんですけども、多くがやっぱり3、4名の小集団でうたっている事業所が多いです。プラス、個別療育というところで個別の枠も確保しているという事業所を、それぞれ親御さんが選びながら療育に通っていただいているという状況になっています。

(委員長) もう一つ、寄り添いながらのニュアンスのところも伝わるようにというご意見でした。ほかはございますか。

(H委員) 小学校の教員としての視点での話しかできないんですけども、22番のペアレントプログラムってのがあるんですけども、本当に今、母子家庭も増えていて、お母さんが悩んでいるんですよ。子どもたちは割と学校生活を楽しんでいるけれども、お母さん方がいろんなご不安を抱えているということがすごく多くて、小学校に道徳授業地区公開講座というのがあって、命について考えようということでいろんな講師に来ていただいてお話ししていただきたりするんですけども、こういう何かプログラムをそういう教育の場にも広げていければ、また、保護者の方にとっても、何て言つたらいいんですか、子どもたちに接する上で非常に有効なんじゃないかなと思ったので、そういう点もちょっとご検討いただけたらうれしいなと思っています。

(委員長) 今のことについていかがですか。

(事務局) ペアレントプログラムだけにかかるわらず、今、ご指摘いただきたいわゆる講座ですとか、そういう機会はあらゆる場所で、あらゆる機会で周知といいますか、ご参加いただける環境がよろしいかと思いますので、そこに向けてか

と思っております。

(委員長) きっと学校からの切実な願いかなと思いますけれども、ペアレントプログラムというのは、どっちかというともともと A D H D 系の対象となる親御さんの支援向けだったんですけれども、多分今おっしゃったのは、もう少し幅広い親御さん向けの教育プログラムなんていうもののほうがもしかすると行きやすいのかなというような、そんなことも含んでいらしたかなと思いますけれども、ほかはいかがでしょうか。

(I 委員) 幼稚園という立場の視点でお話しさせていただくと、先ほどの19番の受入れのところですが、お子さんの状況や各園の職員配置によって園の中で加配職員配置の部分が現実的に難しいというときに、そのお子さんの行き先として民間というのも大事なところだと思いますが、14番のドリーム学園の部分の内容が要検討となっている点を、行政としてもう少し受皿を大きくしていただけだと、私たちもそういった保護者と対面したときのご案内先とかというところではすごく心強いという部分と、また、そのような支援がつながるというところでは安心できるのではないかと思います。

(委員長) ありがとうございます。ほかに何か今のコメントで。

(事務局) おっしゃるとおり、市直営でやっている事業にぜひ行きたいというようなお声をたくさん頂くように取り組んでいきたいなとは思っております。

(委員長) ありがとうございます。直営は今どき大変貴重でございまして、やはりとても大事だと思いますね。ということで、もう一つ、1、2で私はここを言いそびれたということはございませんか、今日、お話しなさっていない方とかは。

(J 委員) 2点感想を持ちました。未就学児が対象に当たる項目が続いている、小・中・高になるとなかなか引っかかる項目がなく、計画の対象として高校生どころか中学生もフォローできているのかなと感じました。未就学の時点で引っかからなかつた家庭の方が後々大変になって、親も学校もその時にどこに相談したらいいのかな、子どもはどこに相談したらいいのかな、ということが見えやすくなることが必要だと思います。今度センターができて一緒の建物に入ることですが、教育支援課と子ども家庭支援センターと健康推進課はどれだけ密に連携できるのかなと思います。あと、相談に行く立場として感じていることは、児童養護施設に入所していた子どもが家庭復帰する場合には私たち関係機関で会議をして、復帰後はアフターケアで関わったりすることがあるのですが、就学前の児童の場合は子ども家庭センターが中心になってケースを把握して下さり安心なのですが、小学生・中学生になってしまふと途端に相談する先を見つけることが難しくなる現状があるのでそこがどうにかならないかなと思っています。

(委員長) ありがとうございました。今の現代社会が抱えている問題点を指摘していただいたかなと。

今、2つありましたけれども、1つは同じことですね。子どもの年齢別にどう

しても切れがちになるので、これが一貫した支援ってどこにも書いてありますけれども、乳幼児期から丁寧にという意図はとても汲み取れるんですが、やっぱりその後のところも、そのときにこぼれていた子どもたちやご家族をどうやって支えていくのかという継続的に丁寧な発達支援というところは、少しまだ課題があるかなというそういうご心配事と、あと、やっぱりどうしても縦割り行政的な、子ども中心といつてもいろんなところが管轄していらっしゃいますので、つい譲り合ってしまうというところもあるかなと思いますので、このあたりはぜひご一緒に会議していただいたり、組んでやれるところは連携していただけたりということができるようになるといいのではないかという、そういうご感想だったかなと思います。

また、この後ずっと続いていきますのでお読みになっていただいて、また、次回以降あるいはその後もあるかもしれませんけれども、ご意見を言いそびれたなんていうことがありましたらお寄せください。では、3の計画のところは一応終わりました、事務局にお返ししたいと思います。

(事務局) いろいろとご意見ありがとうございました。

本日は冒頭でご説明いたしましたとおり、1ページ目の3の機能までいければいいなと思いつつも、なかなか時間が読めなかつた部分がございます。

今回のこの68の取組の議論につきましては、計画の本当に根幹の大切な部分と考えておりますので、あまり端折ったりだとかはしたくないなという思いがございます。今回と次回で何とか議論をと考えていたんですけれども、場合によつては4回目に入つてもいいのかなと考えておりますので、また、非常に短い期間、時間の中でのご議論ですので、委員長が今も申されたとおり、これを言っておきたかったなというのはメールでもいいですし、また、次回の冒頭でも追加で発言いただいても結構ですので、忌憚のないご意見等を頂ければと思っております。

あと、もう少し自分のはうの説明も端的に省けるところは省いて、議論の時間をたっぷり3回目、4回目の委員会でとつていければいいなと思っております。

そうしますと、最後次第のはうの次の骨子案についてでございます。

資料の4と資料の5をご覧ください。

本市におきましては、個別の計画が70本ほどあるかと思いますが、そのうちの1つが発達の計画でございます。この個別計画の骨子案というのを70ぐらいの個別計画があるのですが、スケジュールのはうをご覧いただきますと、本委員会の3回目を終わつて骨子案をという予定でございまして、その後、議会のはうにこういった骨子案になつていますということで、この計画以外にも全てがこのタイミングで出てくるかなとは思っております。

個別計画骨子案という共通フォーマットにここでなりまして、それを資料4としてお示しをしているんですけれども、お手元に第2次の計画の冊子はございますでしょうか。冊子の表紙を1枚めくつていただきますと目次になつております。

まして、3回目の委員会が終わった後の骨子案をつくるという意味合いで、この共通フォーマット、見本では第1章から4章までありますけれども、第2次の計画の目次にそっくりそのまま骨子が書かれているのが目次とほぼ同じですので、3回目には事務局案、ほぼ第2次の計画と同じでいいのかなと考えているんですけども、それをお示しして、少しお時間を頂いて骨子についてご意見いただければと思います。こういったものを加えたらいいんじゃないとか、ここを削ってもいいんじゃないとかということで、骨子が完成ではないので、このタイミングの中間報告という意味合いで骨子を出して、最終的に出来上がったものが若干変わってくる部分が当然あるかと思うんですけども、次回のご案内にもなりますけれども、骨子案のほうの案をお示ししますので、それについてのご意見を頂きたいということでご承知おきいただければと思います。それとは別に繰り返しになりますが、根幹に関わる68の項目につきましては、改めて続きのところでご意見等を頂ければと考えております。以上が次第の4でございます。

次第の5、その他です。事務局のほうからお伝えをさせていただくのは、次回の日程のご案内になります。第3回の本委員会につきましては10月10日の木曜日、302会議室、こちらの会場となっております。お忙しい中、大変恐縮ですけれども、また、お集まりいただきまして、改めて議論のほうをしていただければと思います。皆様のほうでよろしければ、まだ若干時間が早いのですが。本日はどうもありがとうございました。また、どうぞよろしくお願ひいたします。

閉会